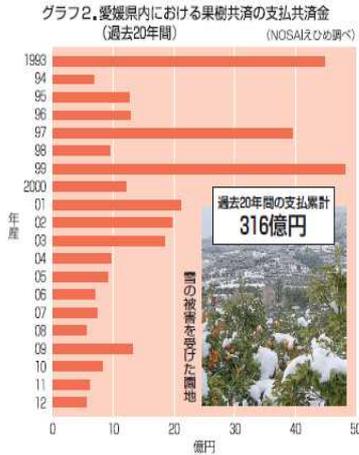


早わかり

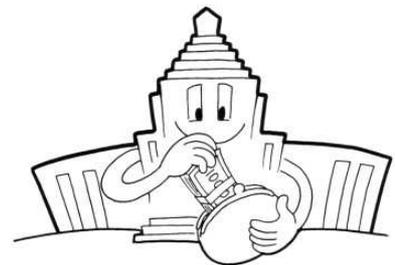
NOSA I の果樹共済 (キウイフルーツ樹体共済)



平成 27 年度からキウイフルーツを対象に従来の収穫共済（災害収入共済方式など）に加え、**樹体共済（樹の育成費用や将来の期待収益を補償）**が追加されます。

近年の異常気象への備えはNOSA Iで

樹体共済も**国が掛金の半額を負担**する
お得な保険です。



樹齢区分別換算係数（キウイフルーツ）（表 1）

掛金は国が5割を負担します

樹齢	3～5年	6～15年	16～20年	21～25年	26～30年	31～35年	36年以上
換算係数	2.5	6.6	5.4	4.3	2.8	1.1	0.4

(高接ぎの場合) 高接ぎ 2 年＝苗木 3 年、高接ぎ 3 年＝苗木 4 年、高接ぎ 4 年＝苗木 5 年、高接ぎ 5 年＝苗木 6 年、高接ぎ 6 年＝台木樹齢となります。

(説明を簡単にしておりますので、実際の計算と異なる場合があります。)

愛媛県農業共済組合

栽培状況 (表3)

品種	栽培面積 (a)	樹齢 (年)	本数
ゴールド	30.0	11	95

- ・ **共済金額** = 共済価額 (平年収入金額 × 樹齢区分別換算係数) × 付保割合 (40%~80%の範囲内で選択できます。)

$$= 200 \text{ 万円} \times 6.6 \text{ (表1より)} \times 80\% \text{ (付保割合最高 80\%選択)}$$

$$= 1,320 \text{ 万円} \times 80\%$$

$$= 1,056 \text{ 万円}$$

6 農家負担共済掛金 (樹体共済)

樹体共済も共済掛金の半額を国庫が負担します。

農家負担共済掛金は国庫負担を除いた実際に組合員さんにご負担いただく共済掛金 (賦課金含む) です。

- ・ **農家負担共済掛金** = 共済金額 × 掛金率 (0.75%)

$$= 1,056 \text{ 万円} \times 0.75\%$$

$$= \underline{79,200 \text{ 円}} \text{ (国庫負担がない場合 : 147,840 円)}$$

掛金全体を100%とした場合の概念図

5%	賦課金	事務費		
47.5%	1 農家負担 2	支払財源確保	⇒	支払共済金
47.5%	1 国庫負担 2			

* 樹体共済の農家負担共済掛金率は県内、同率です。

7 支払共済金 (樹体共済)

(例) 上記の条件で、15本が枯死した場合

- ・ **損害額** = 共済価額 × 損害割合 (部分損傷の場合、損害割合は全損本数に換算して算定します。)

$$= 1,320 \text{ 万円} \times (15 \text{ 本} / 95 \text{ 本})$$

$$= 1,320 \text{ 万円} \times 15.8\%$$

$$= \underline{208 \text{ 万円}}$$

- ・ **支払共済金** = 損害額 × 付保割合 (共済金額 / 共済価額)

付保割合 80%を選択した場合 : $\underline{208 \text{ 万円}} \times 80\% = 166.4 \text{ 万円}$

付保割合 60%を選択した場合 : $\underline{208 \text{ 万円}} \times 60\% = 124.8 \text{ 万円}$

付保割合 40%を選択した場合 : $\underline{208 \text{ 万円}} \times 40\% = 83.2 \text{ 万円}$

* 損害額は付保割合に関係なく同じ額になります。

8 キウイフルーツ樹体共済 Q&A

問1 地域一帯に甚大な被害が発生した場合、支払財源が不足する心配はありませんか？

(答)

果樹共済は国策ですから、甚大な被害 (異常災害) になった部分は、国が再保険金として支払う仕組みとなっていますので、支払財源が不足する心配はありません。

問2 現在、収穫共済 (災害収入共済方式) に加入していますが、樹体共済にも加入できますか？

(答)
できます。

ご加入の組み合わせ (例)

	樹体共済	災害収入共済方式
パターン1	加入	
パターン2		加入
パターン3	加入	加入

* なお、樹体共済への加入はJ A等に共同出荷していない場合でもご加入いただけます。

問3 ゴールド(栽培面積: 3.0a、樹齢: 4年)とヘイワード(栽培面積: 2.0a、樹齢: 20年)を栽培していますが、樹体共済に加入できますか?

(答)
できます。
加入条件として面積要件と樹齢要件があります。

- ・面積要件: キウイフルーツとして5a以上栽培
(例えば4.9a栽培している場合は加入できません。)
- ・樹齢要件: 加入申込時点で、苗木: 2年、高接ぎ: 1年以上

問4 キウイフルーツを3園地で栽培しています。その中で1園地だけ樹体共済に加入できますか?

(答)
一部園地の加入はできません。仮にヘイワードとゴールドとレッドを栽培している場合は全部の園地をご加入していただく必要があります。

詳しいことは下記の農業共済組合の各支所、又は出張所までご連絡ください。

27.4.8

西条支所	〒793-0006 西条市下島山甲1324番地2 TEL(0897)55-2955 / FAX(0897)56-9650	宇摩出張所	〒799-0702 四国中央市土居町小林964番地1 TEL(0896)75-1231 / FAX(0896)75-1235
今治支所	〒794-0026 今治市別宮町九丁目1番53号 TEL(0898)31-2800 / FAX(0898)31-6346	周桑出張所	〒799-1341 西条市壬生川111番地1 TEL(0898)64-2055 / FAX(0898)64-2095
松山支所	〒790-0966 松山市立花1丁目8番42号 TEL(089)941-4623 / FAX(089)947-2046	上浮穴出張所	〒791-1206 上浮穴郡久万高原町上野尻甲44番地1 TEL(0892)21-0442 / FAX(0892)21-2709
伊予支所	〒799-3113 伊予市米湊825番地9 TEL(089)982-0534 / FAX(089)982-0504	喜多出張所	〒795-0013 大洲市西大洲甲2419番地4 TEL(0893)23-3222 / FAX(0893)23-3288
西予支所	〒797-0017 西予市宇和町ひまわり1番地4 TEL(0894)62-2123 / FAX(0894)62-5223	八幡浜出張所	〒796-8004 八幡浜市産業通16番42号 TEL(0894)22-1449 / FAX(0894)22-1460
宇和島支所	〒798-0017 宇和島市和雲東町3丁目1番21号 TEL(0895)22-3536 / FAX(0895)22-3659	南宇和出張所	〒798-4131 南宇和郡愛南町城辺甲283番地第1 TEL(0895)72-0201 / FAX(0895)72-0409
東予家畜診療所	〒799-1312 西条市大野379番地1 TEL(0898)66-0631 / FAX(0898)66-1179	大洲家畜診療所	〒795-0064 大洲市東大洲255番地 TEL(0893)24-5158 / FAX(0893)24-5159
土居駐在所	〒799-0702 四国中央市土居町小林964番地1 TEL(0896)74-2074	南予基幹家畜診療所	〒797-1211 西予市野村町阿下6号247番地 TEL(0894)72-0040 / FAX(0894)72-1672
松山家畜診療所	〒791-2112 伊予郡砥部町重光457番地1 TEL(089)958-5511 / FAX(089)958-5560		



愛媛県農業共済組合 〒790-0002 愛媛県松山市二番町4丁目4番地2
TEL(089)941-8135 / FAX(089)941-8178 <http://www.e-nosai.or.jp>